

函館東高等学校

関東青雲同窓会

【会則】

平成 29 年 6 月 1 日現在

函館東高等学校関東青雲同窓会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、函館東高等学校関東青雲同窓会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都港区麻布十番1丁目7番8号宮下ビル402号ヨコイクリエティブコンサルティング株式会社内に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の交流・親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 懇親会、講演会その他の集会の開催
- (2) 会誌の発行
- (3) 広報活動（ホームページ作成を含む）
- (4) その他総会で認められた事業
- (5) 前（1）から（4）の事業のほか役員会で認められた事業

第2章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の2種類をもって構成する。

- (1) 正会員は、函館市立中学校、函館市立高等学校、北海道函館東高等学校、北海道函館北高等学校及び市立函館高等学校を卒業した者ならびにそれらに在籍して原則として関東に在住し、会費を納入した者とする。
- (2) 特別会員は、前項5校に勤務した教職員及び本会が推薦した者で原則として関東に在住し、会費を納入した者とする。

(会費の納入)

第6条 前条(1)(2)の会員は、第22条に定める会費を納入しなければならない。

第3章 役員及び役員会

(種類及び定数)

第7条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名以上 |
| (3) 幹事長 | 1名 |
| (4) 副幹事長 | 2名以上 |
| (5) 幹事期幹事 | 若干名 |
| (6) 会計幹事 | 1～2名 |
| (7) 監査役 | 1～2名 |

(名誉会長等)

第8条 前条とは別に名誉会長1名、顧問、相談役及び幹事若干名を置く。

2 幹事は、各期代表とし人数が少ない時は数期束ねることができる。

(選出)

第9条 役員は総会において正会員のうちから選出する。ただし、幹事期幹事は役員会において選出する。

(職務)

第10条 会長は、本会を代表しその業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、役員会においてあらかじめ定める順位に従い、これを代行する。

3 幹事長は、本会の業務全般を担当処理し、幹事期幹事及び幹事との連携を掌り、細務を処理する。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、役員会においてあらかじめ定める順位に従い、これを代行する。

- 5 幹事期幹事は、第4条(1)に定める事業の運営・実施に当たる。
- 6 会計幹事は、本会の資産及び会計を処理する。
- 7 監査役は、本会の会務及び会計を監査する。
- 8 幹事は、各期会員の代表者で、各期の連携及び事務局との連絡を掌る。
- 9 名誉会長、顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ意見を述べ又は、役員会に出席して意見を述べることができる。

(任期)

第11条 役員任期は2年とする。ただし、幹事期幹事の任期は1年とする。

- 2 補欠又は、増員により選出された役員任期は、それぞれ前任者又は、現任者の残任期間とする。
- 3 役員(幹事期幹事を除く)は、再任されることができる。
- 4 役員は、辞任又は、任期満了後においても後任者が選出されるまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第12条 役員が次の各項の一に該当する場合には、総会において出席正会員の2分の1以上の議決に基づいて解任することができる。この場合においては、その役員に対しあらかじめ通知するとともに、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の職務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員会)

第13条 本会に第7条に規定する役員をもって組織する役員会を置く。

- 2 役員会は、本会の事業案を決し、役員職務の執行を監督する。
- 3 役員会は、会長(の命により幹事長)が招集する。
- 4 役員会に議長を置き、会長をもって充てる。
- 5 役員会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか、出席した役員過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 役員会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

第4章 総会

(種別)

第14条 本会の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

(構成)

第15条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第16条 総会は、この会則で別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第17条 通常総会は、毎年1回会計年度終了後10週間以内に開催し次の事項を審議し、決定する。

- (1) 予算及び決算に関する事項。
- (2) 会則の変更その他本会の運営に関する重要事項。

2 臨時総会は、次の各項の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長、副会長、幹事長が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(招集)

第18条 総会は、会長が招集する。

2 会長は前条2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(議長)

第19条 総会の議長は、総会出席役員の中から選出する。

(議決)

第 20 条 総会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか、出席正会員の 2 分の 1 以上をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第 5 章 会計

(経費)

第 21 条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

(会費の額)

第 22 条 会費は、次の各号に定める額とする。

- (1) 年会費は金 2,000 円とする。
- (2) 会費を一時に 5 年分を納める場合には、金 8,000 円とする。
- (3) 会費を一時に 20 年分納める場合には、金 30,000 円とする。

(会計年度)

第 23 条 本会計年度は、その年の 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 会則の変更

(会則の変更)

第 24 条 この会則を変更しようとするときは、総会において出席正会員の 2 分の 1 以上をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第 7 章 補則

(施行細則)

第 25 条 この会則の施行についての細則その他本会の運営に関し必要な事項は、役員会が定める。